

磐田市竜洋なぎの木会館 空調機器保守点検業務仕様書

1. 件 名 磐田市竜洋なぎの木会館空調機器保守点検業務委託
2. 履行期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。
(磐田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に基づく3年の長期継続契約とする。)
3. 履行場所 磐田市竜洋なぎの木会館 (磐田市豊岡6605-3)
4. 保守点検対象機器
別紙空調機器保守点検設計書参照
5. 業務内容
別紙保守点検業務内容書のとおり
6. フロン排出抑制法の対応
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年6月22日法律第64号)の施行に伴う機器の設置、点検及び修理等に対する適正な助言を行うこと。
7. 実施日
 - (1)保守点検は、5月・8月・10月・1月・2月に行うものとする。ただし、令和8年度は、10月・1月・2月、令和11年度は5月・8月のみとする。
 - (2)実施日はあらかじめ管理責任者に実施日を通告し、承諾を求めるものとする。
8. 随時対応
発注者からの要請に応じ不具合箇所の点検、保守作業を実施すること。
9. 費用負担
 - (1)業務に使用する電気、用水、燃料は発注者が負担する。
 - (2)業務に使用する機器、消耗品、油脂等の材料は請負者の負担とする。
 - (3)保守点検の結果、設備された機器類の損傷が発見された場合は、管理責任者に報告し指示を仰ぐものとする。
 - (4)保守の範囲を超える修繕が必要な場合は、別途発注者と協議する。
10. 保守点検結果の報告
点検ごとに、速やかに報告書を提出すること